（260206_修正版）

令和７年度補正予算人材育成推進事業費補助金
（高等専修学校におけるＤＸ人材育成事業）採択基準

人材育成推進事業費補助金（高等専修学校におけるＤＸ人材育成事業）の採択基準を人材育成推進事業費補助金（高等専修学校におけるＤＸ人材育成事業）実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき以下のとおり定める。

Ⅰ 運用支援事業（継続申請）

初年度の事業申請時における高等専修学校の取組に関する以下の項目について、事業計画又は人材育成推進事業費補助金（高等専修学校におけるＤＸ人材育成事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第８条に基づく変更後の事業計画どおりに進捗していること及び今後も進捗の見込みがあることを確認し、実施要領４．（２）採択方法に基づき採択校を決定する。

なお、情報Ⅱ、数学、理科、理数、専門教科（理数系の要素を含むもの）及び総合的な探究の時間とは、高等学校学習指導要領において定めている科目を指す。

【確認項目】

１－１．情報Ⅱに相当する教科・科目（以下「情報Ⅱ相当科目等」という。）（※１）を令和７年度においてすでに開設（※２）していること。

また、遅くとも令和９年度までに受講生徒数の割合を全体の２割以上とすることを目指すこと

（ア） 情報Ⅱ相当科目等を必修科目として開設していること（総合的な探究の時間に相当する科目を除く）

（イ） すでに開設している情報Ⅱ相当科目等を選択科目から必修科目にすることについて遅くとも令和７年度中に具体的な検討を開始すること（令和７年度以前からの検討も含む）（総合的な探究の時間に相当する科目を除く）

（ウ） （イ）を進めた上で、令和８年度入学生用の教育課程の中で必修科目にすること、又は令和６年度、令和７年度の入学生用の教育課程において必修科目にすることを令和７年度中に対外的に公表すること

（エ） 情報Ⅱ相当科目等の充実のため、外部専門人材（研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校・専門学校の教員、博士人材等）等を活用することなどにより教師向け研修を実施すること

（オ） 情報Ⅱ相当科目等の充実のため、外部専門人材（研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校・専門学校の教員、博士人材等）等を活用した授業を実施すること

（カ） 情報Ⅱ相当科目等の受講を希望する生徒に対する個別最適な学びを実現するため、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れるなど、授業に工夫を凝らすこと

（キ） 情報Ⅱ相当科目等を遠隔授業により実施すること（配信校のみ~~加点~~対象）

（ク） 情報モラル（法律や規則を守ろうとする態度、情報セキュリティを確保しようとする態度など） に関する学習を授業に取り入れること

１－２．情報Ⅱ相当科目等の開設に向けた具体的な検討を遅くとも令和７年度中に開始し、必要な準備（授業内容の検討や、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備）を進めること。

その際、遅くとも令和９年度までに開設するとともに、早期に受講生徒数の割合を全体の２割以上とすることを目指すこと。

（ア） 上記を進めた上で、令和８年度入学生用の教育課程の中で開設すること、又は令和６年度、令和７年度の入学生用の教育課程において開設することを令和６年度中に対外的に公表すること

（イ）　情報Ⅱ相当科目等の開設に向けて、外部専門人材（研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校・専門学校の教員、博士人材等）等を活用するなどにより教師向け研修を実施すること
（ウ）　情報Ⅱ相当科目等の開設に向けて、既存授業において外部専門人材（研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校・専門学校の教員、博士人材等）等を活用した発展的な内容の授業を実施すること
（エ）　情報Ⅱ相当科目等の受講を希望する生徒に対する個別最適な学びを実現するため、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れるなど、授業に工夫を凝らすこと
（オ）　情報Ⅱ相当科目等を必修科目にすることについて令和７年度中に具体的な検討を開始すること（令和７年度以前からの検討も含む）（総合的な探究の時間に相当する科目を除く）
（カ）　（オ）を進めた上で、開設年度を含めた概要について令和７年度中に対外的な公表を行うこと
（キ）　情報Ⅱ相当科目等を遠隔授業により実施すること（遠隔授業により実施することの具体的な検討を含む）（配信校のみ~~加点~~対象）
（ク）　情報モラル（法律や規則を守ろうとする態度、情報セキュリティを確保しようとする態度など）に関する学習を授業に取り入れること

２．デジタルを活用した課外活動又は授業を実施するための設備を配備したスペースを整備し、情報、数学、理科、理数、専門教科（情報・理数系の要素を含むもの）等の教育内容の充実、探究的な学び・ＳＴＥＡＭ教育等の文理横断的な学びの機会の確保、対話的・協働的な学びの充実を図ること
（ア）　高機能のＩＣＴ機器等を活用した観察・実験・実習の機会の増加を図ること
（イ）　研究開発法人・大学・高等専門学校・専門学校や民間企業等との連携により、研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校・専門学校の教員、博士人材等の高度な外部人材・外部コンテンツの活用等を図ること
（ウ）　国内外のプログラミングコンテストへの参加、情報に関する資格等の取得、専門家からのフィードバックを得る機会の確保を通じて、当該デジタル関連の活動が生徒にとってやりがいのある取組になるように工夫すること
（エ）　デジタルを活用した課外活動又は授業を実施するための設備を配備したスペースについて、地域住民や地域の小・中学生等に開放する取組を実施し、当該スペースを地域の「デジタルものづくり」の拠点として活用すること

３．数学、理科、理数、専門教科（理数系の要素を含むもの）等の科目に相当する科目を令和９年度を目途に新規開設すること（開設に向けた具体的な検討を含む）（他校からの遠隔授業を受信しているケースも含む）
（ア）　数学、理科専門教科（理数系の要素を含むもの）等の科目に相当する科目の開設に向けた具体的な検討を令和７年度中に開始し、必要な準備（カリキュラム等の検討を行い、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備）を進めること
（イ）　理数（理数探究基礎、理数探究）の科目に相当する科目の開設に向けた具体的な検討を令和７年度中に開始し、必要な準備（カリキュラム等の検討を行い、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備）を進めること
（ウ）　（ア）又は（イ）を進めた上で、令和９年度を目途に新規開設することについて、令和７年度中に概要について対外的な公表を行うこと
（エ）　新規開設する科目を遠隔授業により実施すること（遠隔授業により実施することの具体的な検討を含む）（配信校のみ~~加点~~対象）
（オ）　２科目以上を設置すること

４－１．高等学校設置基準第６条第２項に定める情報に関する学科に準じる学科（以下「情報科」という。）、理数に関する学科に準じる学科（以下「理数科」という。）、その他情報・理数を重視した専門学科、またそれに類似する専攻、小学科、コース等を令和７年度においてすでに

設置していること

４－２．情報科、理数科、その他情報・理数を重視した専門学科、またそれに類似する専攻、小学科、コース等を新規設置すること（設置に向けた具体的な検討を含む）（（ア）～（イ）の取組を実施する場合は加算）

（ア） 情報、数学、理科、理数、デジタルに関連する職業系科目を重視した学科・コース等の設置に向けた具体的な検討を遅くとも令和７年度中に開始し、必要な準備（カリキュラムや学校設定科目の検討を行い、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備）を進めること

（イ） （ア）を進めた上で、設置年度（検討開始後３年を目安）を含めた概要について令和７年度中に対外的な公表を行うこと

５－１．特色・魅力ある学びの充実、探究的な学び・ＳＴＥＡＭ教育等の文理横断的な学びの充実のため、デジタルや外部専門人材（研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校・専門学校の教員、博士人材等）等を活用した授業を実施していること

５－２．デジタル人材育成を目指す情報教育に特色のある学科を設置すること（設置、転換に向けた具体的な検討を含む）

６．多様な生徒を受け入れるため、情報、数学、理科を重視した文理横断的・探究的な学びに資する多面的な入試を新たに実施又は充実すること（（ア）～（イ）の取組を実施する場合は加算）

（ア）情報、数学、理科を重視した文理横断的・探究的な学びに資する多面的な入試の新規実施又は充実に向けた具体的な検討を令和７年度中に開始し、必要な準備（入試内容等の検討を行い、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備）を進めること

（イ）（ア）を進めた上で、実施年度（検討開始後３年を目安）を含めた概要について令和７年度中に対外的な公表を行うこと

Ⅱ 環境整備支援事業（新規申請）

【評価項目】

申請要件を満たす高等専修学校の取組について、以下の評価項目・点数に基づき得点を集計し、実施要領４．（２）採択方法に基づき採択校を決定する。

なお、複数の学校の得点が同点である場合、有識者に意見を踏まえ、交付要綱第２条に定める交付の目的に資する順に、採択校を決定する。

１－１．情報Ⅱに相当する教科・科目（以下「情報Ⅱ相当科目等」という。）（※１）を令和８年度においてすでに開設（※２）していること。

また、遅くとも令和１０年度までに受講生徒数の割合を全体の２割以上とすることを目指すこと（１５点）（（ア）～（ク）の取組を実施する場合は加算）

（ア） 情報Ⅱ相当科目等を必修科目として開設していること（総合的な探究の時間に相当する科目を除く） （１０点）

（イ） すでに開設している情報Ⅱ相当科目等を選択科目から必修科目にすることについて遅くとも令和８年度中に具体的な検討を開始すること（令和８年度以前からの検討も含む）（総合的な探究の時間に相当する科目を除く） （５点）

（ウ） （イ）を進めた上で、令和９年度入学生用の教育課程の中で必修科目にすること、又は令和７年度、令和８年度の入学生用の教育課程において必修科目にすることを令和８年度中に対外的に公表すること（５点）

（エ） 情報Ⅱ相当科目等の充実のため、外部専門人材（研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校・専門学校の教員、博士人材等）等を活用することなどにより教師向け研修を実施すること（５点）

（オ） 情報Ⅱ相当科目等の充実のため、外部専門人材（研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校・専門学校の教員、博士人材等）等を活用した授業を実施すること（５点）

（カ）　情報Ⅱ相当科目等の受講を希望する生徒に対する個別最適な学びを実現するため、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れるなど、授業に工夫を凝らすこと（５点）
（キ）　情報Ⅱ相当科目等を遠隔授業により実施すること（配信校のみ加点対象）（５点）
（ク）　情報モラル（法律や規則を守ろうとする態度、情報セキュリティを確保しようとする態度など）　に関する学習を授業に取り入れること（５点）

１－２．情報Ⅱ相当科目等の開設に向けた具体的な検討を遅くとも令和８年度中に開始し、必要な準備（授業内容の検討や、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備）を進めること。
その際、遅くとも令和１０年度までに開設するとともに、早期に受講生徒数の割合を全体の２割以上とすることを目指すこと。（５点）（（ア）～（ク）の取組を実施する場合は加算）
（ア）　上記を進めた上で、令和９年度入学生用の教育課程の中で開設すること、又は令和７年度、令和８年度の入学生用の教育課程において開設することを令和７年度中に対外的に公表すること（１０点）
（イ）　情報Ⅱ相当科目等の開設に向けて、外部専門人材（研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校・専門学校の教員、博士人材等）等を活用するなどにより教師向け研修を実施すること（５点）
（ウ）　情報Ⅱ相当科目等の開設に向けて、既存授業において外部専門人材（研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校・専門学校の教員、博士人材等）等を活用した発展的な内容の授業を実施すること（５点）
（エ）　情報Ⅱ相当科目等の受講を希望する生徒に対する個別最適な学びを実現するため、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れるなど、授業に工夫を凝らすこと（５点）
（オ）　情報Ⅱ相当科目等を必修科目にすることについて令和８年度中に具体的な検討を開始すること（令和８年度以前からの検討も含む）（総合的な探究の時間に相当する科目を除く）（５点）
（カ）　（オ）を進めた上で、開設年度を含めた概要について令和８年度中に対外的な公表を行うこと（５点）
（キ）　情報Ⅱ相当科目等を遠隔授業により実施すること（遠隔授業により実施することの具体的な検討を含む）（配信校のみ加点対象）（５点）
（ク）　情報モラル（法律や規則を守ろうとする態度、情報セキュリティを確保しようとする態度など）に関する学習を授業に取り入れること（５点）

２．デジタルを活用した課外活動又は授業を実施するための設備を配備したスペースを整備し、情報、数学、理科、理数、専門教科（情報・理数系の要素を含むもの）等の教育内容の充実、探究的な学び・ＳＴＥＡＭ教育等の文理横断的な学びの機会の確保、対話的・協働的な学びの充実を図ること（１０点）（（ア）～（オ）の取組を実施する場合は加算）
（ア）　高機能のＩＣＴ機器等を活用した観察・実験・実習の機会の増加を図ること（５点）
（イ）　研究開発法人・大学・高等専門学校・専門学校や民間企業等との連携により、研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校・専門学校の教員、博士人材等の高度な外部人材・外部コンテンツの活用等を図ること（５点）
（ウ）　国内外のプログラミングコンテストへの参加、情報に関する資格等の取得、専門家からのフィードバックを得る機会の確保を通じて、当該デジタル関連の活動が生徒にとってやりがいのある取組になるように工夫すること（５点）
（エ）　デジタルを活用した課外活動又は授業を実施するための設備を配備したスペースについて、地域住民や地域の小・中学生等に開放する取組を実施し、当該スペースを地域の「デジタルものづくり」の拠点として活用すること（５点）

３．数学、理科、理数、専門教科（理数系の要素を含むもの）等の科目に相当する科目を令和１０年度を目途に新規開設すること（開設に向けた具体的な検討を含む）（他校からの遠隔授業を受信しているケースも含む）（（ア）～（オ）の取組を実施する場合は加算）
（ア）　数学、理科専門教科（理数系の要素を含むもの）等の科目に相当する科目の開設に向けた具

体的な検討を令和８年度中に開始し、必要な準備（カリキュラム等の検討を行い、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備）を進めること（５点）

（イ） 理数（理数探究基礎、理数探究）の科目に相当する科目の開設に向けた具体的な検討を令和８年度中に開始し、必要な準備（カリキュラム等の検討を行い、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備）を進めること（１０点）

（ウ） （ア）又は（イ）を進めた上で、令和１０年度を目途に新規開設することについて、令和８年度中に概要について対外的な公表を行うこと（５点）

（エ） 新規開設する科目を遠隔授業により実施すること（遠隔授業により実施することの具体的な検討を含む）（配信校のみ加点対象）（５点）

（オ） ２科目以上を設置すること（５点）

４－１．高等学校設置基準第６条第２項に定める情報に関する学科に準じる学科（以下「情報科」という。）、理数に関する学科に準じる学科（以下「理数科」という。）、その他情報・理数を重視した専門学科、またそれに類似する専攻、小学科、コース等を令和８年度においてすでに設置していること（１０点）

４－２．情報科、理数科、その他情報・理数を重視した専門学科、またそれに類似する専攻、小学科、コース等を新規設置すること（設置に向けた具体的な検討を含む）（（ア）～（イ）の取組を実施する場合は加算）

（ア） 情報、数学、理科、理数、デジタルに関連する職業系科目を重視した学科・コース等の設置に向けた具体的な検討を遅くとも令和８年度中に開始し、必要な準備（カリキュラムや学校設定科目の検討を行い、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備）を進めること（５点）

（イ） （ア）を進めた上で、設置年度（検討開始後３年を目安）を含めた概要について令和８年度中に対外的な公表を行うこと（１０点）

５－１．特色・魅力ある学びの充実、探究的な学び・ＳＴＥＡＭ教育等の文理横断的な学びの充実のため、デジタルや外部専門人材（研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校・専門学校の教員、博士人材等）等を活用した授業を実施していること（１５点）

５－２．デジタル人材育成を目指す情報教育に特色のある学科を設置すること（設置、転換に向けた具体的な検討を含む）（５点）

６．多様な生徒を受け入れるため、情報、数学、理科を重視した文理横断的・探究的な学びに資する多面的な入試を新たに実施又は充実すること（（ア）～（イ）の取組を実施する場合は加算）

（ア）情報、数学、理科を重視した文理横断的・探究的な学びに資する多面的な入試の新規実施又は充実に向けた具体的な検討を令和８年度中に開始し、必要な準備（入試内容等の検討を行い、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備）を進めること（５点）

（イ） （ア）を進めた上で、実施年度（検討開始後３年を目安）を含めた概要について令和８年度中に対外的な公表を行うこと（５点）

（※１）情報Ⅱ相当科目等とは、以下の教科・科目を含む。

・情報Ⅱ又は数理・データサイエンス・ＡＩの活用を前提とした実践的な教科・科目若しくは総合的な探究の時間に相当する教科・科目

・情報Ⅱの内容を含むことにより指導内容を充実させた職業系の教科・科目

（※２）開設には、以下の内容を含む。

・情報Ⅱに相当する内容を含む大学等その他の教育施設等における学修を高等専修学校

における科目の履修とみなし単位認定を行うこと。
・職業系の教科・科目については、既存の教科・科目に情報Ⅱの内容を新たに含むことにより指導内容を充実させること。
・他校からの遠隔授業を受信するケースを含む。